

(その1)

収 支 報 告 書

令和5年分
開催分)

(ふ り が な) やまもとじゅんぞうこうえんかい
1 政 治 団 体 の 名 称 山本順三後援会
2 主たる事務所の所在地 愛媛県今治市大新田町2丁目2番50号

3 代 表 者 の 氏 名 (姓) (名)
檜垣 俊幸
4 会 計 責 任 者 の 氏 名 (姓) (名)
廣川 匡

事 務 担 当 者 の 氏 名 (姓) (名)
近藤 華菜子
(電話) 089-997-7117
(電話)
(電話)

政 治 団 体 の 区 分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政 党 の 支 部	の 規 定 に よ る 政 治 団 体
☐ 政 治 資 金 団 体	☒ そ の 他 の 政 治 団 体
	☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活 動 区 域 の 区 分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資 金 管 理 団 体 の 指 定 の 有 無	
☐ 有	
☒ 無	
公 職 の 種 類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届 (姓) (名) 出をした者の氏名	

国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公 職 の 候 補 者 (姓) (名) の 氏 名	山本 順三
公 職 の 種 類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公 職 の 候 補 者 (姓) (名) の 氏 名 (2人目)	
公 職 の 種 類 (現職・候補者の別)	
公 職 の 候 補 者 (姓) (名) の 氏 名 (3人目)	
公 職 の 種 類 (現職・候補者の別)	

資 金 管 理 団 体 の 指 定 の 期 間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 に 関 す る 特 例 の 適 用 期 間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	487,051
(前年からの繰越額)	477,051
(本年の収入額)	10,000
支 出 総 額	98,000
翌年への繰越額	389,051

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	10,000	
	合 計	10,000	

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	88,000	0	
小 計	88,000	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	10,000	0	
小 計	10,000	0	
合 計	98,000		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	令和4年分政治資金監査報酬	44,000	R5/5/20	徳井税理士事務所 税理士 徳井廣志	松山市和泉南5-4-25	
2	令和4年分政治資金監査報酬	44,000	R5/5/20	井上英俊税理士事務所	松山市南斎院町237-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	88,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	88,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					金銭以外のものによる寄附相当分	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	10,000				
	合 計	10,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預 金 (普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 100 万 円 を 超 え る 敷 金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 12日

政治団体の名称

山本順三後援会

会計責任者の氏名

廣川

匡



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和 6年 5月12日

山本順三後援会

代表 檜垣俊幸 殿

登録政治資金監査人 徳井廣志
登録番号 第 3008 号
研修修了年月日 平成21年11月 6日

登録政治資金監査人 井上英俊
登録番号 第 425 号
研修修了年月日 平成21年 1月16日

1 監査の概要

- (1) 私たちは、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、山本順三後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私たちの責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、山本順三後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私たちが実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

なお、明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

山本順三後援会と私たちとの間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、山本順三後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上